

皇室制度を

考える

「生前退位」という言葉は誤解を生じます。一般的な生前退位であれば、いろいろな状況を懸念しなければなりません。しかし、天皇陛下が問題提起されたのは高齢のみを理由とする「高齢譲位」です。

「退位」は単に退くだけです。が、今回は次に譲ってスムーズに皇位継承を続けることが目的ですから、「高齢譲位」という概念が適切です。

その実現には、本来ならば皇室典範を改正すべきですが、時間的な制約を考えれば、特別措置法によって高齢譲位を可能にする道筋をつくる必要があります。

天皇のお務めは、①憲法上の国事行為の象徴としての公的行為③皇室の伝統継承者としての祭祀行為④それ以外の純然たる私的行為の4つに大きく分類できます。ご譲位の後は、④以外には直接関与

「高齢譲位」可能にする道を

京都産業大名誉教授 所功氏



ところ・いさお 京都産業大名誉教授。専門は日本法制文化史。昭和16年生まれ。名古屋大大学院修士課程修了。法学博士。皇室史に造詣が深く、小泉純一郎、野田佳彦両政権で皇室典範改正を検討した際にも議論に加わった。著書に「皇室の伝統と日本文化」「皇室典範と女性宮家」など。

されるべきではないと思いませんか。それに応じる形で公的行為を増やしてきたことです。昭和天皇や天皇陛下の実例に照らし、ある程度の線引きはできると思います。天皇側近の役割は、天皇陛下のご意向と国民の要望をよく吟味して、適切に調整を図ることです。

老年世代のお手本に

譲位に関する有識者会議で「天皇の公的行為は、今ある形をずっと続ける必要があるか」と尋ねられました。全然そう思いません。歴代天皇にはそれぞれ個性があり、その方の考え方や理想像によって変わります。皇太子さまも、秋篠宮さまも、ご自分の思いを形にしていけることが大事なのです。即位されるまでに新しい基準を設け、それには、公務の負担軽減は可能だと思えます。

問題があったとすれば、自に、極めて重要な意味があります。しかも、天皇陛下が皇

譲位に関する有識者会議で「天皇の公的行為は、今ある形をずっと続ける必要があるか」と尋ねられました。全然そう思いません。歴代天皇にはそれぞれ個性があり、その方の考え方や理想像によって変わります。皇太子さまも、秋篠宮さまも、ご自分の思いを形にしていけることが大事なのです。即位されるまでに新しい基準を設け、それには、公務の負担軽減は可能だと思えます。

「承詔必謹」の良識で 今、多くの良識ある日本人に求められているのは、聖徳太子の十七条憲法にある「詔を承けては必ず謹め(承詔必謹)」という考え方だと思えます。天皇陛下の「お言葉(詔)」は、単なる思いつきではなく、国家・国民のことを考え抜いて仰せられます。私ども一般国民は謹んで承り、その意向に沿うことが当然のあり方だと思えます。

どんな有識者会議であれ、ベストな案はなかなかできません。ベターな案ができればいいわけです。それで事態が少しでも良くなれば、さらに良くするため、もっと時間をかけて改善を続けていくことです。有識者会議では、その第一歩を踏み出す意味で意見の取りまとめをしてみたいと思います。(広池慶一)

28面に関連記事

「陛下のご真意理解を」

譲位是非二分 旧友が証言理由

天皇陛下が「譲位」に関して恒久的な制度を望まれていることが明らかになった。譲位の是非をめぐる、政府の有識者会議が11月30

日までにヒアリングした専門家16人の意見が二分する中、陛下の同窓生の明石元紹氏(82)は「今のうちに、陛下のご真意を知ってもら

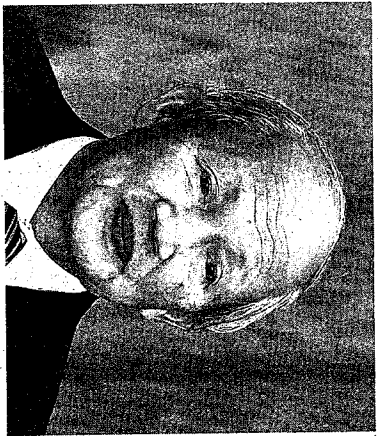
いたかった」と今回証言した理由を打ち明けた。明石氏によると、陛下が明石氏に連絡を取られたのは7月21日夜。同13日夜に

の前列を示して摂政に否定的な考えを示された。陛下は8月のビデオメッセージでも「象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくこと」を願う思いを込められていた。政府の有識者会議の3回にわたるヒアリングでは、高齢を理由にした譲位を容認する意見と、公務の負担

軽減や摂政の設置、国事行為の臨時代行などで対応するように求める意見が拮抗している。

明石氏は「陛下は象徴の務めを果たさなくては、次に譲るしかないと考えられている。私的に打ち明けられた内容とはいえ、国民にもその真意を理解してほしい」と強調した。

(5面に関連記事)



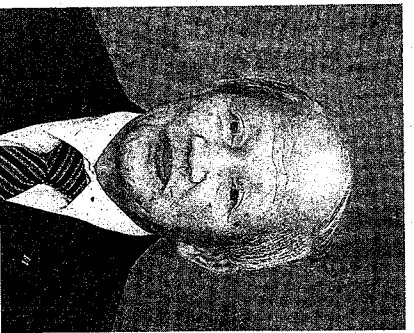
京都産業大名誉教授 所 功氏 74

一番大事なことは陛下のご意向をどう表現するかだ。当初から使われている生前退位という言葉は「高齢譲位」とい

陛下はまあなく83歳であり、3年以内の譲位には時間が限られている。当面できること

「高齢譲位」の概念で議論を

摂政の制度は必要だ。どんなことがあっても不自由な場合もあり、極端に言えば一人ずつ違う天皇のあり方を見る個性がある。大事な色々な事態に



「高齢譲位」特例法制定が現実的

「生前退位」という言葉が使われているが、私は「高齢譲位」という言葉で議論をしては

所 功氏 京都産業大名誉教授

多面的な議論は不要になる。「お気持ち」を表明した天皇陛下は、「象徴としてのお務

ではなく、公務を行なうには十分な「お気持ち」を表明した天皇陛下は、「象徴としてのお務

ところ。いさお 歴史学者。元文部省教員
調査官。モロロジ一研究に「皇室に学ぶ
科は日本法法制継承のあり方」など。74歳。